National Teachers Union of Private Universities and Colleges

私大ユニオン・ニュース

第84号
2023/05/20

題字：奥平　康弘

全国私立大学教職員組合（私大ユニオン）
〒101-0003東京都千代田区一ツ橋2-6-2
日本教育会館6階
電話03-3262-2151　FAX03-3262-2152
郵便振替00190-3-28088　http://upuc.org/

私学ガバナンス改革は 実効性に疑問
改正私学法 可決成立・公布される

私立学校法改正案が4月26日に参議院本会議で可決・成立し、5月8日に公布された。施行は2025年4月1日だ。改正法は、日大理事長による不祥事事件等が私大で続発したため、実効性のあるガバナンス改革を推進するとされている。しかし、改正法は最終的には各私学経営者団体の意見を大幅に取り入れたものとなり、ガバナンス改革の実現には程遠い、きわめてその実効性には疑問の残る内容となった。

私学経営者団体の意向を汲んだ私学法改正案

理事長のワンマン経営による私大の私物化の源泉は、現理事長が次期評議員を選任し、その次期評議員が次期理事長を選出するシステムにある。

そのためには以下の制度改革が必須で、先行して審議した「ガバナンス有識者会議」や「ガバナンス改革会議」では提言に盛り込まれていたが、直近の「学校法人制度改革特別委員会」は、私学経営者団体の委員の意向を受けていずれも取り入れられなかった。

○評議員会を議決機関とする（現在は諮問機関）
○評議員会が理事・監事の選任・解任を行う
○評議員の選任・解任を理事会には認めない

したがって、「執行と監視・管理の役割の明確化・分離」を前提としたガバナンス改革は、有名無実となり、全く実効性が期待できないものとなった。

立憲民主党等の国会質疑で明白になった問題点

私学法改正案は、閣議決定を受けて、3月9日に衆議院に付託され、文部科学委員会の審議を経て3月24日に衆議院で可決された。参議院では4月17日に付託され、文教科学委員会の審議を経て、4月26日に可決・成立している。

この間、衆議院では立憲民主党の森山浩行議員、参議院では日政連議員でもある古賀千景議員などによる質疑で、同法案の審議過程の紆余曲折や問題点がかなり明らかになった。かかる経緯や問題点については、各党議員からも同趣旨の指摘が見られた。

衆参両院の附帯決議事項の積極的な活用を！

衆参両院の各委員会では、各々附帯決議が採択されている。野党第一党である立憲民主党の森山浩行衆議院議員、熊谷裕人参議院議員の調整により、立憲民主の他、自民・公明・維新・国民民主の各党共同提案で、衆議院では11項目、参議院では2項目追加されて13項目となっている。（裏面に抜粋を掲載）

附帯決議は、政府が法律を執行するに当たって国会が付した留意事項で、政治的効果はあるものの、法的拘束力はない。政府与党が法案可決に際して、野党側の意見の一部を附帯決議に盛り込むことが慣例化されている側面があるが、政府はこれを尊重することは建前となっている。今般の改正私学法に対する附帯決議にも同様の傾向が見受けられるが、私大ユニオンは、附帯決議事項の積極的活用を努めたい。

改正私学法を活用し、新たな制度改革運動を！

今回の私学法改正は、「大山鳴動して鼠一匹」といった感があり、理事長（会）の権限の制度上の強大化を背景とするワンマン経営を是正するには程遠く、実効性は全く期待できない。対して、現状では半数を超えると思われる教職員評議員には三分の一の上限が課せられて、結果的には「私学経営者団体の一人勝ち」となった。ともあれ、「私大ガバナンス改革」を旗印に、私大で働く仲間に改正私学法と附帯決議の内実を情宣し、各私大理事会に対して、今後各々の現場で新たな制度改革運動が展開することを期待したい。

私立学校法改正案に対する参議院文教科学委員会における附帯決議（抜粋）

一、（前略）大学を設置する学校法人においては、憲法で保障されている学問の自由及び大学の自治の理念を踏まえ、私立大学の自主性・公共性を担保する観点から、その設置する大学の教育・研究に不当に干渉することがないよう、特段の留意を払うこと。

二、理事会の業務執行への評議員会の監視・監督機能の強化を促進するため、あらかじめ評議員会の意見の聴取を要する事項について、必要に応じて意見聴取に代えて決議を要することもできる旨を各学校法人に周知するなど、評議員会の権限強化策を推進すること。

三、学校法人の理事の選任は評議員会の監視・監督機能を定期的に発揮させる重要な手段であることを踏まえ、各学校法人の理事選任機関に評議員を含めるなどの工夫により、理事会からの中立性を確保するよう周知を図ること。

四、理事長等特定の者への権限の集中が一部の私立大学等におい る不祥事の背景となっている状況を踏まえ、評議員会の監視・監督機能が実質的かつ健全に機能するよう、理事又は理事会が選任する評議員数の上限については、必ずしも当該割合まで求めるものでないことを各学校法人に周知するとともに、上限の在り方について検討すること。

六、学校法人のガバナンス強化には、理事会及び評議員会の活性化が重要であることを踏まえ、各学校法人において理事会及び評議員会を理事及び評議員の出席のもと定期的に開催するなどの工夫により、積極的に意見交換するよう周知すること。

七、私立大学等のガバナンス不全を防止するため、文部科学大臣所轄学校法人等においては、理事長職について、責任に見合った勤務形態を取らせるため、任期や再任回数に上限を設けるための措置など理事長職の在り方について検討すること。

九、本法により学校法人の役員及び評議員の権限や責任に変化が生じることを踏まえ、役員や評議員が期待される役割を適切に果たすことができるよう、研修の機会の確保に努めること。また、新たに選任される理事・評議員が学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるようにするための取組に努めるとともに、本法により外部の理事・評議員の増加が見込まれることから、これらの者への必要な情報提供を図るよう、各学校法人に対して周知すること。

十三、学校法人の役員及び評議員の選任に当たっては、男女共同参画の観点から、女性の登用について配慮を求める旨を、各学校法人に対して、周知すること。